

天草市特別職報酬等審議会の運営について（案）

1 会議の非公開について

本審議会は、天草市情報公開条例第7条第5号に定める非公開情報を審議することから、その会議を非公開とする。

●天草市附属機関の設置及び運営に関する指針

第6 附属機関の運営

（略）

1 会議の公開

附属機関の会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、附属機関の決定により、会議を公開しないことができる。なお、公開に際しては、原則として開催日程（公開日程）、開催場所等を市の掲示場、ホームページ、市政だよりで事前に周知する。

(1) 天草市情報公開条例（平成18年天草市条例第18号）第7条各号に定める非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項について審議する場合

(2) （略）

2～7 （略）

●天草市情報公開条例（抄）

（実施機関の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった行政文書に次のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」といいます。）が記録されているときを除き、公開請求者に対して、その行政文書を公開しなければなりません。

(1) ～(4) （略）

(5) 本市並びに国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議についての情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) （略）

2 会議録の作成について

会議録は、事務局において、要約して作成する。

作成した会議録は、出席した全ての委員で内容を確認する。

3 会議資料、会議録の公開について

答申を行った後に、全ての回の会議録を天草市ホームページに掲載する。

なお、公開する会議録は、発言者が特定できないような表記にするとともに、発言内容に天草市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含む場合は、当該情報は削除する。

会議録と併せて、会議資料（委員名簿も含む）も公開する。

4 欠席の場合の取扱い

委員が欠席する場合においては、代理の者の出席は認めない。

欠席者に対しては、会議後、当日配布された資料と会議録を事務局から送付する。